

引上げ分の地方消費税収の用途について（平成27年度決算）

田野畑村

地方消費税率改定（平成26年4月）に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

本村における引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）とその用途は以下のとおりです。

【歳入】 社会保障財源化分の地方消費税交付金	28,646	千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	444,787	千円（一般財源ベース）

【社会保障経費等の用途および財源内訳】

単位：千円

用途	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉費	177,736	45,853	42,006		5,788	84,089
高齢者福祉費	136,561	11,399	293		8,042	116,827
児童福祉費	201,547	32,838	15,971	3,914	9,585	139,239
保健衛生費	58,710	93	1,776	1,850	3,542	51,449
公債費	8,894				573	8,321
共済費	17,332				1,116	16,216
合計	600,780	90,183	60,046	5,764	28,646	416,141
	特定・一般財源計	155,993			444,787	